

（第16号議案）

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条・第2条（略） （個人番号の利用範囲） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1執行機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2執行機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会（以下「区長等」と総称する。）が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。			第1条・第2条（略） （個人番号の利用範囲） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1執行機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2執行機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会（以下「区長等」と総称する。）が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。		
2（略）			2（略）		
3 区長等は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>利用特定個人情報</u> であって当該区長等が保有するものを利用することができる。 <u>ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u>			3 区長等は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって当該区長等が保有するものを利用することができる。 <u>この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</u>		
4（略）			4（略）		
第4条・第5条（略）			第4条・第5条（略）		
附則（略）			附則（略）		
別表第1（略）			別表第1（略）		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基	1 区長	児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報（法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）、住民票関係情報（同項に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）又は障害者関係情報（同表

		<p>礎となる事項に関する情報（以下「<u>地方税関係情報</u>」という。）、<u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「<u>住民票関係情報</u>」という。）又は<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）による<u>身体障害者手帳</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>（昭和25年法律第123号）による<u>精神障害者保健福祉手帳</u>若しくは<u>知的障害者福祉法</u>（昭和35年法律第37号）にいう<u>知的障害者に関する情報</u>（以下「<u>障害者関係情報</u>」という。）であって、規則で定めるもの</p>			<p>10の項に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの</p>
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
~	~	~	~	~	~
1 1	(略)	(略)	1 1	(略)	(略)
1 2	<p>区長生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険各法（<u>健康保険法</u>（大正11年法律第70号）、<u>船員保険法</u>（昭和14年法律第73号）、<u>私立学校教職員共済法</u>（昭和28年法律第245号）、<u>国家公務員共済組合法</u>（昭和33年法律第128号）、<u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号）又は<u>地方公務員等共済組合法</u>（昭和37年法律第152号）をいう。）若しくは<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>（昭和57年法律第80号）による<u>医療に関する給付の支給</u>若しくは<u>保険料の徴収に関する情報</u>（以下「<u>医療保険給付関係情報</u>」という。）、<u>地方税関係情報</u>、<u>介護保険法</u>（平成9年法律第123号）による<u>保険給付の支給</u>、<u>地域支援事業の実施</u>若しくは<u>保険料の徴収に関する情報</u>、</p>	1 2	<p>区長生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報（<u>法別表第2の1の項</u>に規定する<u>医療保険給付関係情報</u>をいう。以下同じ。）、<u>地方税関係情報</u>、<u>介護保険給付等関係情報</u>（<u>同項</u>に規定する<u>介護保険給付等関係情報</u>をいう。）、<u>生活保護関係情報</u>（<u>同表9の項</u>に規定する<u>生活保護関係情報</u>をいう。以下同じ。）、<u>児童扶養手当関係情報</u>（<u>同表13の項</u>に規定する<u>児童扶養手当関係情報</u>をいう。）、<u>障害者自立支援給付関係情報</u>（<u>法別表第2の8の項</u>に規定する<u>障害者自立支援給付関係情報</u>をいう。以下同じ。）、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）による<u>給付金の支給に関する情報</u>、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u>（昭和39年法律第134号）による</p>

		<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの</p>		<p>障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報（同表26の項に規定する児童手当関係情報をいう。）又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって、規則で定めるもの</p>
13	区長 保育所保育料の減額に関する事務であつ	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等の	13	区長 保育所保育料の減額に関する事務であつ 地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支

	て規則で定めるもの	円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって、規則で定めるもの
14	(略)	(略)
～	～	～
18	(略)	(略)

別表第3 (略)

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

	て規則で定めるもの	援給付等関係情報（法別表第2の9の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるもの
14	(略)	(略)
～	～	～
18	(略)	(略)

別表第3 (略)